

寄居桜沢 産業団地

分譲案内

令和4年2月



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン

埼玉県企業局地域整備課

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/bunjo.html>

目 次

目次	1
団地位置図、団地周辺図	2
団地の概要	3
土地利用計画図	4
分譲面積・価額、分譲スケジュール	5
申込み資格・申込み方法等	6
分譲の条件	9
工場等の立地に関する条件等	11

<参考資料>

1 地盤の状況	18
2 環境に関する法令	21
3 融資制度	23
4 補助制度	24
5 税制度	25
6 関係機関一覧表	26

※ 工業用地譲受申込書は、地域整備課ホームページからダウンロードしてください。

団地位置図



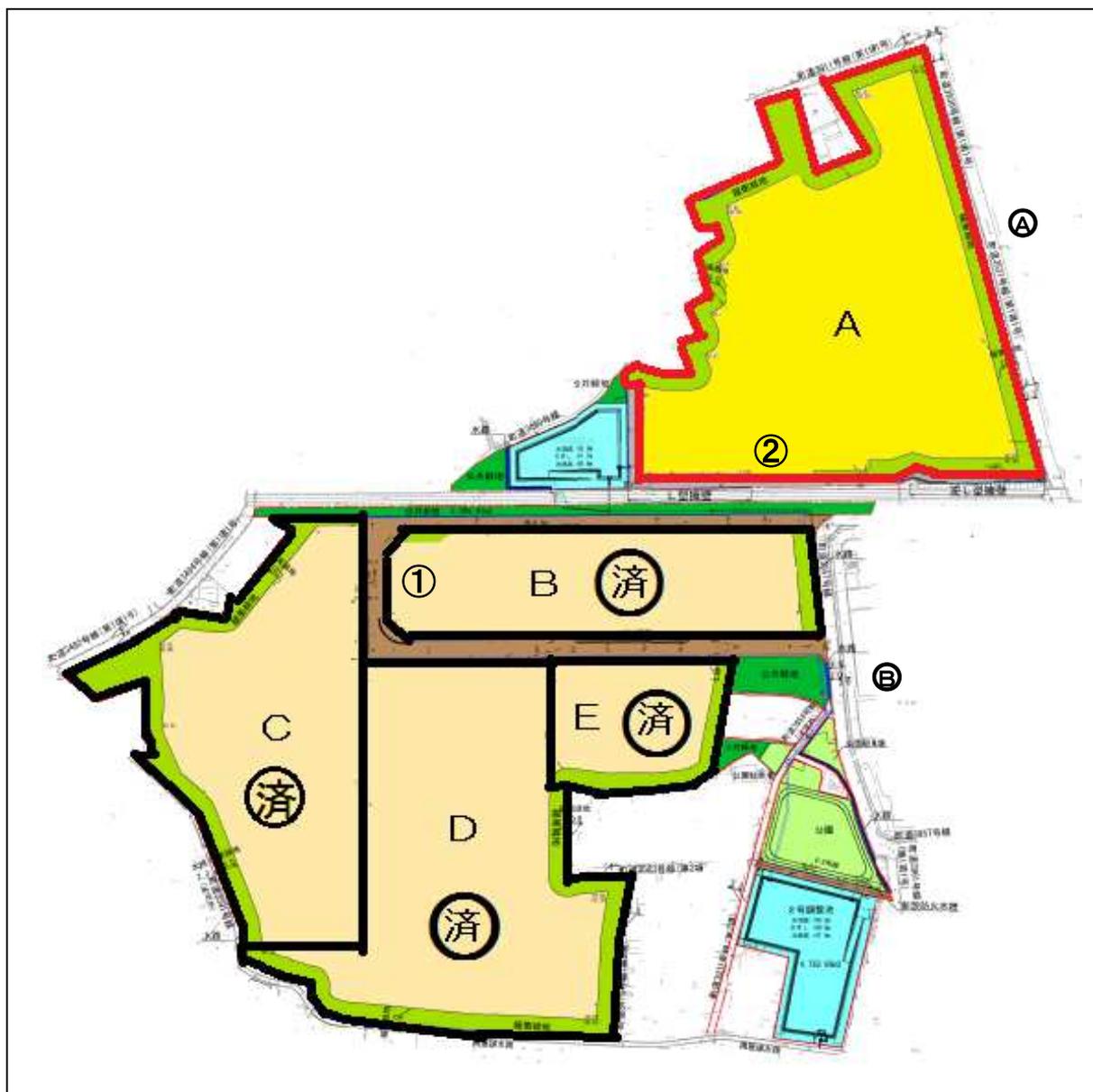
団地周辺図



団地の概要

団地総面積	約 129,400 m ²
分譲面積	約 106,400 m ²
分譲区画・面積	A区画 35,212.52 m ²
所在地	大里郡寄居町大字桜沢地内
道路網	・ 関越自動車道花園インターチェンジから約 3 km
鉄道	・ 秩父鉄道桜沢駅から約 0.3 km
地区内区画道路	幅員約9.5~11m、4m（管理用通路）
上水道	寄居町が供給します。
雨水排水	宅内ますから調整池へ放流後、流量調整を行い、地区外の橋屋排水路に放流します。
汚水排水	宅内ますから調整池へ放流後、流量調整を行い、地区外の橋屋排水路に放流します。
地形・地質	<p>地形は、荒川左岸に広く発達する立川段丘面に相当する平坦な段丘面です。</p> <p>地質は、第四紀の立川段丘堆積物が広く分布し、表層には立川ローム層が、その下部には段丘礫（段丘堆積物）が分布しています。事前のボーリング調査による地層想定断面図は18~20ページをご覧ください。</p>

土地利用計画図



《土地利用計画》

■分譲地… A区画 35,212.52㎡（うち緩衝緑地面積 7,704.44㎡）

■道路幅員

- ① 区画道路11-1号線…約9.5~11m
- ② 区画道路4-1号線…約4m（管理用通路）
- Ⓐ 町道C037号線…約9m
- Ⓑ 町道3957号線…約9m

分譲面積・価額

区画番号	分譲面積(うち緩衝緑地)(㎡)※概算	分譲単価(円/㎡)	分譲価額(円)※概算
A	35,212.52 (7,704.44)	25,000	880,313,000

※ 分譲面積及び分譲価額は概算です。土地売買契約はこの分譲面積及び分譲価額で締結しますが、土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積に分譲単価を乗じた金額で変更契約を締結します。

※ 地番は確定測量後、合筆・分筆登記を経て決定します。

分譲スケジュール

1 申込み受付期間	毎月10日から月末まで受け付けます。 (受付時間：午前9時から午後5時まで)
2 譲渡企業の決定	申込み受付期間中に提出された申込書は、月毎に審査を行い、譲渡企業を決定します。
3 契約説明会	譲渡企業あて、別途御案内いたします。
4 土地売買契約の締結	譲渡企業選定後、速やかに締結します。 ※ 土地代金の20%をお支払いいただきます。
5 土地引渡し	令和4年12月頃を予定 ※ 残金をお支払いいただいた後、土地の引渡しを行います。 ※ 工事の進捗等により遅れる場合もあります。

申込み資格・申込み方法等

1 分譲対象企業

申込みできる企業は、次に掲げる要件をすべて備えた企業とします。

- (1) 分譲用地において、製造業、運輸業（倉庫業のみを行う場合を除く。）又は卸売業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）を建設し、操業する企業
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する企業
- (3) 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業
- (4) 税込及び雇用の面で地元へ貢献できる企業
- (5) 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない（過去10年以内に埼玉県に損害を与えた（係争中を含む）ことがないなど）企業
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業
- (7) 「埼玉県暴力団排除条例」を遵守する企業

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、御注意ください。

2 申込み受付

4、5ページに記載している土地利用計画図、分譲面積及び分譲価額を御覧の上、お申し込みください。

受付期間	毎月10日から月末まで (土・日・祝日を除く。) ※受付期間内に申込書を直接お持ちになるか又は郵送してください。
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	埼玉県企業局地域整備課 [埼玉県庁内 職員会館4階] 住所 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 〒330-0063 電話 048-830-7123 (契約関係) 048-830-7132 (造成関係)

3 申込みに必要な書類

必 要 書 類	部数
(1) 工業用地譲受申込書 ※申込書様式はホームページからダウンロードしてください。	1部
(2) 役員等の届出書	1部
(3) 会社の定款	1部
(4) 商業登記簿謄本	1部
(5) 印鑑証明	1部
(6) 最近2年間の決算報告書 ・貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 ・個人事業にあっては、所得税の確定申告書の写し	1部
(7) 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書（その1納税額等証明用） ・納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間のうちに納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。 ・個人事業にあっては、所得税の納税証明書	1部
(8) 工場配置計画図 11ページの「工場等の立地に関する条件等」に則したもので、工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図でも可能	1部
(9) 会社概要（会社案内、会社組織図、製品カタログ等）	1部
(10) 製造（製品化）工程の写真	数枚

※ 必要書類は、(1)～(10)までの番号順にA4ファイルに穴を開けてとじ込みインデックスを添付してください。また、表紙及び背表紙には企業名を記入してください。

4 審査項目

「工業用地譲受申込書」により以下の内容を審査します。

- (1) 経営状況
- (2) 地域経済活性化に対する貢献度
- (3) 産業の高度化に対する効果
- (4) 建設する施設の広域性、拠点性
- (5) 事業効果の即効性
- (6) 建設する施設の規模
- (7) 埼玉県の施策の推進
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組
 - ・ 多様な働き方の実践
 - ・ テレワークの実施
 - ・ 埼玉県のエネルギー施策への貢献
- (8) 災害時の地域貢献への取組

分譲の条件

1 売買契約の締結	概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。
2 所有権移転等の禁止	売買契約締結後10年間は、土地の所有権の移転、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、若しくはその他の権利（抵当権及び根抵当権を除く。）の設定を原則として禁止します。
3 契約保証金	契約締結時に保証金として土地代金の20%をお支払いいただきます。 この契約保証金は、後記5の違約金等が生じた場合に充当します。なお、契約保証金には利子を付さないこととします。
4 契約違反等に対する措置	役員等が暴力団員であると認められるときや当産業団地に建築できない建築物を建設したときなど、売買契約に違反し、埼玉県企業局が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。
5 違約金	埼玉県企業局が前記4により契約を解除したときの違約金は下記によります。 (1) 土地引渡し前に契約を解除した時は、前記3の契約保証金を違約金として充当します。 (2) 土地引渡し日以降に契約を解除した場合は、原則として土地代金の20%に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。
6 確定測量の実施	造成工事終了後、各区画の確定測量を行い、面積を確定します。この測量成果に基づき、各区画の地番、地積を登記します。
7 変更契約の締結	確定測量後の面積に当初契約時の土地単価を乗じた金額で変更契約を締結していただきます。 変更契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。
8 現場立会い	土地引渡し前に現場立会いを行います。

9 売買代金の納入	土地引渡し時に土地代金（前記7で確定した金額から前記3の契約保証金を差し引いた額）をお支払いいただきます。
10 土地の引渡し	<p>令和4年12月頃を予定しています。</p> <p>前記9の売買代金の納入確認後、土地の引渡しを行います。</p> <p>所有権は引渡し日に移転します。</p> <p>※土地の引渡し前に地盤調査のためのボーリングが可能な場合もあります。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備課にお問い合わせください。</p>
11 所有権移転登記及び公租公課	<p>前記10の土地の引渡し後、速やかに埼玉県企業局が嘱託登記します。</p> <p>登記に要する登録免許税及び譲渡した土地に係る公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、譲渡企業等の負担となります。</p>
12 企業名の公表	土地の引渡し後、埼玉県企業局地域整備課のホームページで譲渡企業等の企業名を公表します。
13 その他説明事項	<p>(1) 非線引き都市計画区域にあり、用途地域の定めはありません。また、防火地域、準防火地域の指定はなく、地区計画の定めもありません。</p> <p>(2) 暗渠排水の陶管等が残置されている可能性があります。また、盛土材料は、公共工事等による建設発生土を使用しており、玉石等が含まれている可能性があります。これらを取り除く場合は、譲渡企業等の負担により行ってください。</p> <p>(3) 建築物の建設工事にあたっては、地盤調査を十分に実施してください。</p> <p>(4) 埼玉県企業局が負う契約不適合責任は、契約締結時に提示する分譲地の土地の状況に適合しない品質であり、その事実を譲渡企業等が知った日から1年以内（引渡し日以後2年間に限る）に県に通知したときに限ります。なお、自然由来の特定有害物質による土壤汚染は含みません。</p>

工場等の立地に関する条件等

1 建築物等の制限

用途地域等	この産業団地は、非線引き都市計画区域にあり、用途地域の定めはありません。また、防火地域、準防火地域の指定はなく、地区計画の定め也没有ありません。
都市計画法等の 手続	建築物等を建築するときは、都市計画法に基づく手続き（「開発行為又は建築等に関する証明交付申請書」の提出）が必要となります。 詳しくは、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在へお問い合わせください。
建築物等の用途 の制限	建築物等の用途の制限は、建築基準法に基づく制限のとおりです。 詳しくは、埼玉県熊谷建築安全センター又は建築確認の申請先（指定確認検査機関）へお問い合わせください。
建蔽率・容積率	建蔽率は60%、容積率は200%です。
建築物等の高さ の最高限度	建築基準法に基づく下記の制限があります。 道路斜線制限：距離 20m 勾配 1.5 隣地斜線制限：立上がり 31m 勾配 2.5 日影による制限：対象 高さ10mを超えるもの 測定高さ 4m 日影時間 5時間/3時間 規制数値については寄居町都市計画課へ、規制の詳細は埼玉県熊谷建築安全センター又は建築確認の申請先（指定確認検査機関）へ、それぞれお問い合わせください。
中高層建築物	「中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に基づき、一定以上の高さの建築物について、建築計画の事前公開・事前説明に係る報告が必要となります。 詳しくは、埼玉県熊谷建築安全センターへお問い合わせください。
福祉のまちづくり	「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の利用する建築物について整備基準に適合させる必要があります。 詳しくは、埼玉県熊谷建築安全センターへお問い合わせください。
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、一定規模以上の建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合させる必要があります。 詳しくは、埼玉県熊谷建築安全センターへお問い合わせください。

埼玉県建築物環境配慮制度	「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、一定規模以上の建築物について環境配慮計画の届出が必要となります。 詳しくは、埼玉県熊谷建築安全センターへお問い合わせください。
景観	景観法とこれに基づく「埼玉県景観条例」により、一定規模以上の建築物の色彩について制限を行っています。 詳しくは、寄居町都市計画課へお問い合わせください。
屋外広告物	屋外広告物法とこれに基づく「埼玉県屋外広告物条例」により、屋外広告物について必要な規制を行っています。 詳しくは、寄居町都市計画課へお問い合わせください。
河川法	適用はありません。

2 出入り口の制限

道路法	新たに区画道路への出入口を設置する場合には、道路法に基づき町長の承認を受けてください。 生活排水、工場排水及び雨水排水については、道路法に基づき町長の許可を受けてください。 詳しくは、寄居町建設課へお問い合わせください。
出入口の設置場所及び切下げ工事	(1) 出入口を新設・変更する場合は、都市計画法に基づく手続きが必要です。 詳しくは、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在へお問い合わせください。 (2) 新たな出入口の設置に伴う歩道等の改修は、譲渡企業の責任（負担）において施工してください。 設置する出入口については、基準をもとに、道路管理者や交通管理者と協議する必要があります。 詳しくは、寄居町建設課へお問い合わせください。

3 緑地等の確保

緑化	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑化基準（緑化を要する面積、接道部の緑化及び高木植栽本数）を満たした緑化計画の届出が必要です。 詳しくは、埼玉県北部環境管理事務所企画調整担当へお問い合わせください。
工場立地法適用	製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積9,000㎡以上、又は建

企業	<p>建築物の建築面積が3,000㎡以上の工場等は、工場立地法が適用されません。緑地の面積を敷地面積の20%以上確保するとともに環境施設を含めて敷地面積の25%以上を確保してください。</p> <p>詳しくは、寄居町商工観光課へお問い合わせください。</p>
緩衝緑地	<p>緩衝緑地帯には緑化を施し、その維持管理等、緑環境の保全に努めてください。</p> <p>詳しくは、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在へお問い合わせください。</p>

4 給水

上水道	<p>寄居町が供給します。</p> <p>詳しくは、寄居町上下水道課へお問い合わせください。</p>
工業用水道	<p>工業用水道の供給はありません。</p>

5 排水の処理

生活排水及び工場排水	<p>公共下水道については、事業計画区域外のため接続できません。</p> <p>生活排水は、合併処理浄化槽により処理した後、宅内ますに適切に接続してください。</p> <p>工場排水は、適切に処理した上で分譲地内の宅内ますに接続してください。</p> <p>事業所等の建設及び操業において、橋屋排水路の水質を維持するため、自らの責任において適切な排水処理設備を設置し、公害を未然に防止する措置を積極的に行うようにしてください。また、事故等が発生した場合に備えて、生活排水及び工場排水が事業場敷地外に流出することがないように、適切な対策を講じてください。</p> <p>詳しくは、寄居町建設課へお問い合わせください。</p>
雨水排水	<p>雨水排水は、道路に直接流出しないように排水の計画をして宅内ますに適切に接続してください。</p> <p>事故等が発生した場合に備えて、雨水排水経路に生活排水及び工場排水が流出することがないように、適切な対策を講じてください。</p> <p>詳しくは、寄居町建設課へお問い合わせください。</p>

6 地下水の採取規制

地下水の採取規制	<p>寄居町には埼玉県生活環境保全条例の指定地域がないため、規制対象外です。</p>
----------	--

	詳しくは、埼玉県北部環境管理事務所大気水質担当へお問い合わせください。
--	-------------------------------------

7 環境保全等

紛争の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等による埋立て等を行う場合の住民説明（寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例によるもの） ・ 廃棄物処理施設を設置する場合の住民説明（寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例によるもの） <p>詳しくは、寄居町生活環境エコタウン課へお問い合わせください。</p>
環境保全	工場等の建設及び操業にあたっては、環境に関する法令等を遵守し、環境保全に努めてください。
公害防止	工場等の建設及び操業にあたっては、公害防止のための適切な措置を講ずるとともに環境に関する法令に基づく届出を提出してください。詳しくは寄居町生活環境エコタウン課又は埼玉県北部環境管理事務所へお問い合わせください。
土壌汚染対策法等による届出等	<p>3,000㎡以上の土地を改変しようとする際は、工事の着手30日前までに土壌汚染対策法および埼玉県生活環境保全条例の規定による届出等が必要です。</p> <p>詳しくは、埼玉県北部環境管理事務所へお問合せください。</p>
土砂の排出、たい積等	3,000㎡以上の盛土若しくは埋立てを行う場合、又は500㎡以上の土砂の排出を行う場合は、事前に埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定による許可又は届出の手続きを行う必要があります。詳しくは、埼玉県北部環境管理事務所へお問い合わせください。
事業系廃棄物の処理	<p>事業に伴い発生する廃棄物は事業系廃棄物に該当するため、事業者の責任において適正に処理をしてください。</p> <p>事業活動に伴って生じる廃棄物は、再生利用を積極的に行うとともに減量化に努め、自らの責任において適正に処理してください。</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する許可業者を自らの責任で決定し、書面で契約をしてください。また、マニフェストを使用し産業廃棄物の処理状況を把握してください。</p> <p>詳しくは、産業廃棄物に関しては埼玉県北部環境管理事務所、一般廃棄物に関しては寄居町生活環境エコタウン課へお問い合わせください。</p>

8 消防関係

消防水利施設等	区画内の建築物を包含できるように消防水利を設置してください。詳しくは、深谷市消防本部警防課へお問い合わせください。
消防用設備等の設置について	深谷市消防本部予防課へお問い合わせください。
危険物等の取扱いについて	深谷市消防本部予防課へお問い合わせください。

9 電力・電話

電力・電話の申込み	電力の供給・電話回線は、直接電力会社・通信会社等に申し込んでください。
電柱等	団地内や近隣への電力・電話を供給するための電柱等を分譲地内に設置しますので、御協力ください。

10 ガス

ガスの供給は、直接ガス供給会社等に申し込んでください。（現状では、都市ガス管は産業団地近隣まで敷設されていません。）

11 鉄道

線路近接工事	線路に近接する工事や列車運行に支障がある工事を施工する場合は、事前に秩父鉄道㈱と協議していただく必要があります。また、近接工事の施工に伴う事故を防止するため、必要な安全対策をお願いする場合があります。
--------	--

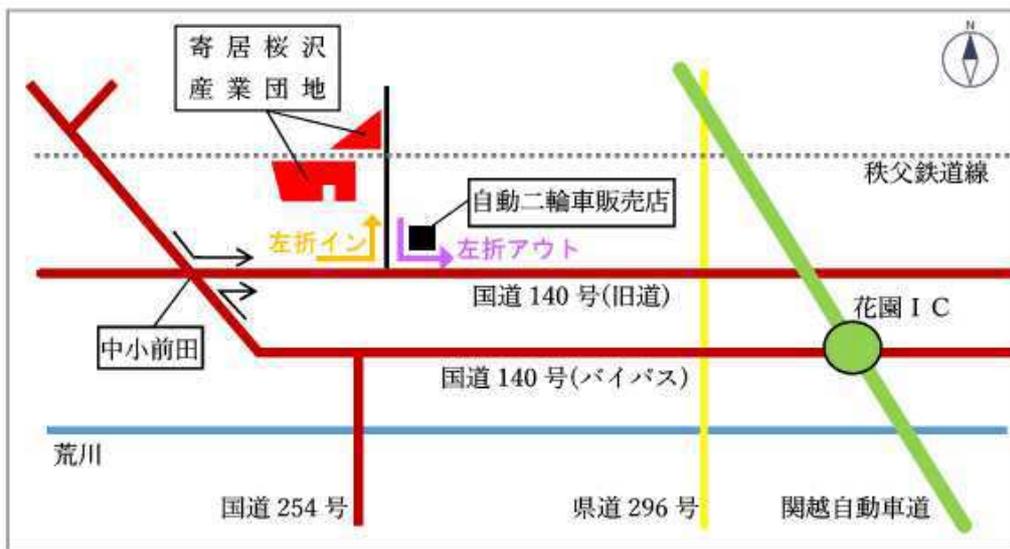
12 その他

- (1) この産業団地の情報交換や地域との連携等を図るため、立地企業で構成する団体を組織してください。
- (2) 車両の出入りについて（※）
 - ① 業務用車両に関して、国道140号（旧道）からの産業団地方面への出入りは、中小前田の交差点から国道140号（旧道）を東方面に走行し、自動二輪車販売店の交差点を左折で入り（左折イン）、帰りは同交差点を左折で出る（左折アウト）運用を原則としてください。
 - ② 秩父鉄道線南側の産業団地内道路の走行は、町道の南側から入り、北側から出る運用を原則としてください。

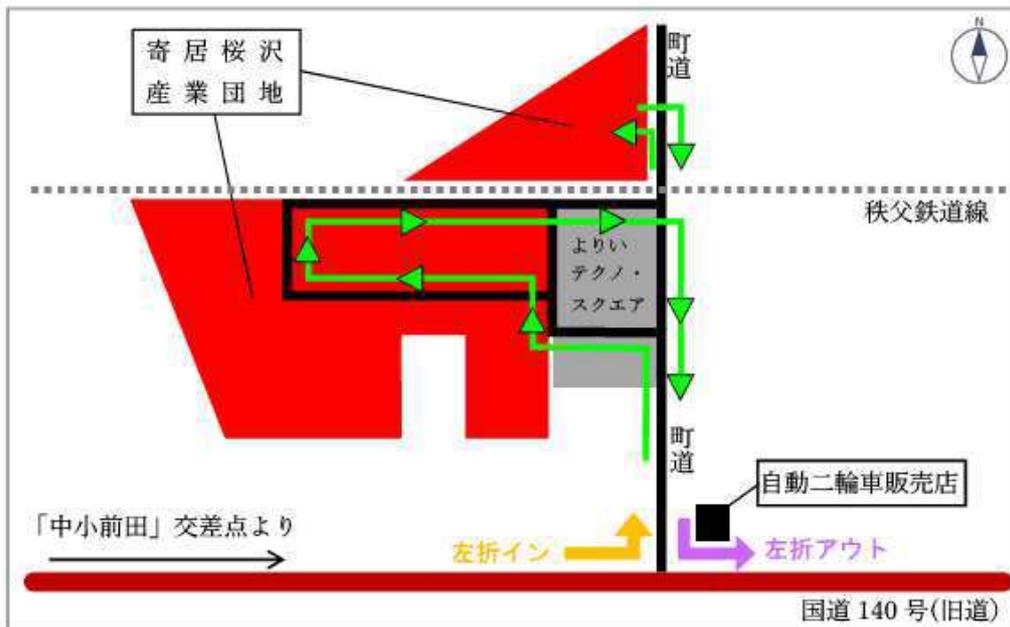
- ③ 出入り可能な車両は道路構造令（昭和45年政令第320号）の普通自動車までとします。セミトレーラ以上の車両は、原則として産業団地への進入はできません。
- (3) 寄居町域の商工業者で組織する「寄居町商工会」への加入を検討してください。
- (4) オオタカの営巣地が近くにあるため、開発行為等には、埼玉県庁みどり自然課野生生物担当にご相談ください。
- (5) この産業団地は、農村地域工業等導入促進法（現農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）に基づく、寄居町の「農村地域工業等導入実施計画」の工業等導入地区の区域です。

※ 12 (2) ①・②

【広域図】



【拡大図】



参 考 資 料

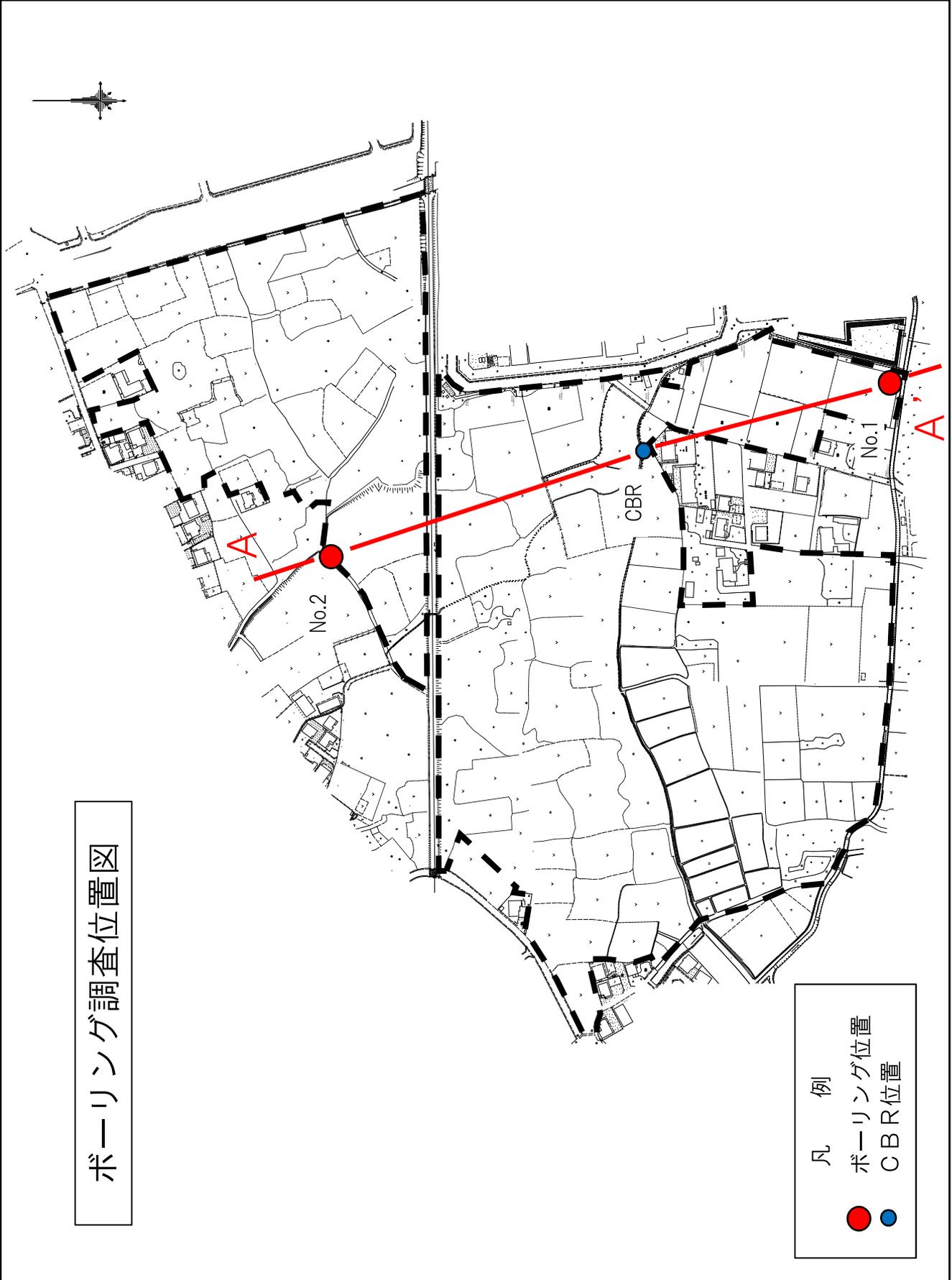
- 1 地 盤 の 状 況
- 2 環 境 に 関 す る 法 令
- 3 融 資 制 度
- 4 補 助 制 度
- 5 税 制 度
- 6 関 係 機 関 一 覧 表

1 地盤の状況

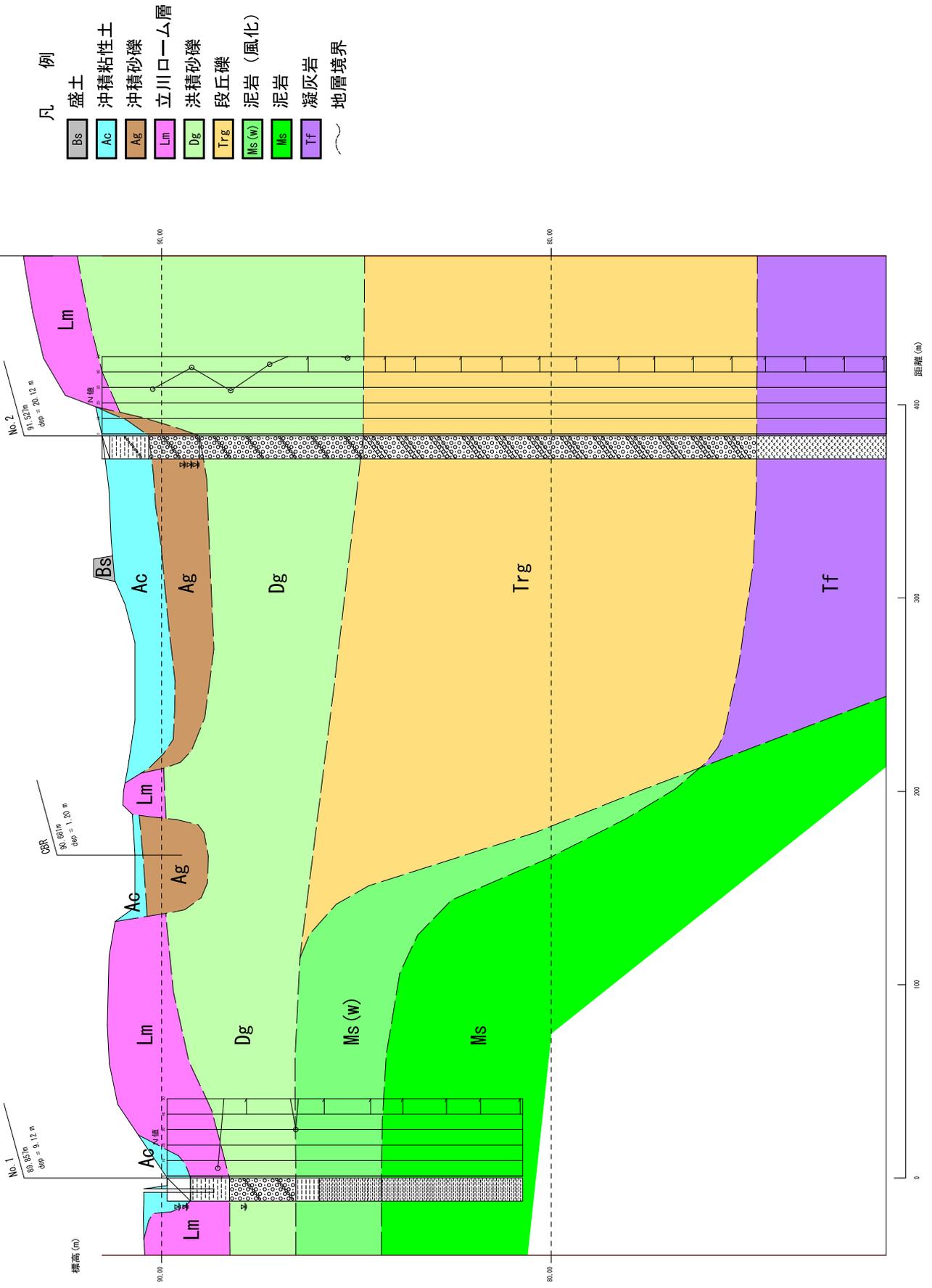
表 1 地質層序表

時代	地層名	記号	岩相・土質	平均N値	特徴	
第四紀	完新世	盛土	Bs	碎石他	-	工場や線路の施工による人工的盛土
		沖積粘性土	Ac	粘土、シルト	-	小水路を伴う低地に分布する軟弱な粘性土
		沖積砂礫	Ag	玉石混じり砂礫	31.0	低地部に分布する玉石・巨礫を混じる砂礫層
	更新世	立川ローム層	Lm	ローム、凝灰質粘土	5.0	更新世、最上部のローム層。低地部以外には表層全域に分布する。
		洪積砂礫	Dg	玉石混じり砂礫	34.6	更新世、上部の砂礫層。玉石・巨礫を混じる。
		段丘礫	Trg	粘土質砂礫	50.0	非常に締まった砂礫であるが、茶褐～赤褐を呈して、著しく酸化する小礫の多い段丘砂礫
新第三紀	中新世	泥岩（風化）	Ms(w)	泥岩風化岩	126.7	半固結状の風化泥岩で、最上部は固結シルト状を呈する。
		泥岩	Ms	泥岩	213.8	調査地の南部に分布する、暗緑灰を呈する硬質の泥岩である。
		凝灰岩	Tf	細粒凝灰岩	204.3	調査地の北部に分布する、淡緑灰の細粒凝灰岩で、小火山礫が混入する。

ボーリング調査位置図



地層想定断面図(A-A'断面)



2 環境に関する法令

工場等の施設を設置される際には、以下の関係法令等を遵守してください。

設置される施設によって基準等が異なり届出が必要な場合がありますので、詳細については、工事着手前に埼玉県北部環境管理事務所又は寄居町生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

※ 連絡先は、26ページを参照してください。

1 大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針 ・ 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱 ・ 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
2 排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 浄化槽法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
3 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
4 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
5 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭防止法 ・ 埼玉県生活環境保全条例
6 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法) ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
7 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTP法)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
8 土砂の排出及び たい積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 ・ 寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 ※令和4年1月1日施行
9 土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法 ・ 埼玉県生活環境保全条例
10 地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県生活環境保全条例
11 工場の設置及び その施設の変更	
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ 容器包装リサイクル法 ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例 ・ 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条（緑化計画届出） ・ 寄居町環境基本条例 ・ 寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例 ・ 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例

3 融資制度

●産業創造資金 産業立地貸付

埼玉県では、工業団地等に進出したい企業に対し、土地の購入や工場の建設に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付ける融資制度を設けております。

概要は、次のとおりです。

- 対象 ①県内に本社機能や工場、物流施設を新規に設置する企業（中小企業者以外も対象）
②住居地域等にある工場などを工場適地へ全面移転する中小企業者
③公共事業に伴い事業所などを移転する企業（中小企業者以外も対象）
- 限度額 ①対象経費の70%以内で20億円
②、③ 2億円
- 期間 10億円以内：12年（据置2年）以内
10億円超：15年（据置2年）以内
- 資金使途 土地（条件あり）、建物、構築物の取得等に必要な資金。
創エネ設備、省エネ設備、蓄エネ設備の設置に必要な資金も、建物と一体として整備する場合は対象となります。

製造又は加工修理工程を形成する機械設備は融資対象外となります。

○融資利率 (％以内)

	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超15年以内
信用保証付き	1.1	1.2	1.3
信用保証なし	1.2	1.3	1.4

(令和3年4月1日現在)

詳細は、埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当へお問い合わせください。

●環境みらい資金

埼玉県では、地球温暖化対策等積極的に環境問題に取り組む中小企業者等に、その取組に要する資金を長期・低利で貸し付ける融資制度がございます。

詳細は、埼玉県環境部温暖化対策課へお問い合わせください。

4 補助制度

●産業立地促進補助金

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内で新たに工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

制度の概要は次のとおりです。

《対象施設》

工場、研究所、流通加工施設、本社（創業もしくは県外から移転の場合）

《主な補助要件》

○規模

1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、建築面積500㎡以上の工場等を建築又は取得すること（本社の場合は、土地の取得要件なし）

※県内で事業所の移転を行う場合は、移転前と比較し、敷地面積1,000㎡、建築面積500㎡以上拡張すること

○操業期限

土地売買（借地）契約締結後3年以内に操業を開始すること

※県企業局の産業団地の場合、土地の引渡し日から3年以内

○納期限

土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること

○新規雇用者※¹

【工場、研究所、本社】 5人以上※²

【流通加工施設】 10人以上、うち5人以上正規雇用

※¹ 新規雇用者とは、県内在住で雇用保険に加入している者

※² 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、1人以上

○届出

土地売買（借地）契約締結後、3か月以内に届出書類を提出すること

※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可

《補助対象経費》

土地・建物に係る不動産取得税相当額

《限度額》

1億円

※以下の分野に該当する事業を行う工場、研究所、本社を立地する場合は2億円（審査あり）

医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、
航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、
輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業

詳細は、埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当へお問い合わせください。

● 寄居町の企業誘致優遇制度があります。

詳細は、寄居町企業誘致戦略室へお問い合わせください。

5 税制度

●不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した人に課税される県の税金です。

《納める額》

「不動産の価格」×「税率」が納める額となります。

税率は、不動産の種類に応じて、下記のとおりとなります。

不動産の種類	税率
土地	3%

《納める方法》

県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

詳細は、埼玉県熊谷県税事務所へお問い合わせください。

6 関係機関一覧表

関係機関	電話番号	所在地	
埼玉県企業局地域整備課	048-830-7110	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県地域整備事務所 北 部 支 所	048-598-7140	〒365-0028	鴻巣市鴻巣850
埼玉県熊谷県税事務所	048-523-2809	〒360-8501	熊谷市末広3-9-1
埼玉県環境部温暖化対策課	048-830-3021	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県環境部みどり自然課	048-830-3143	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県北部環境管理事務所	048-523-2800	〒360-0031	熊谷市末広3-9-1
埼玉県産業労働部企業立地課	048-830-3800	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県川越建築安全センター 東 松 山 駐 在	0493-22-4340 0493-22-4341	〒355-0024	東松山市六軒町5-1
埼玉県熊谷建築安全センター	048-533-8776	〒360-0841	熊谷市新堀500
寄居町	048-581-2121 (代表)	〒369-1292	大里郡寄居町大字寄居1180-1
自 治 防 災 課	048-578-8585		
生活環境エコタウン課	048-581-7719		
商 工 観 光 課	048-581-9998		
企 業 誘 致 戦 略 室	048-578-8815		
建 設 課	048-581-1236		
都 市 計 画 課	048-581-1357		
上 下 水 道 課	048-581-1261		
深谷市消防本部	048-571-0119 (代表)	〒366-0029	深谷市上敷免858
予 防 課	048-571-0913		
警 防 課	048-571-0914		
寄 居 町 商 工 会	048-581-2161	〒369-1203	大里郡寄居町大字寄居1267-2
秩 父 鉄 道 株 式 会 社	048-523-3311	〒360-0033	熊谷市曙町1-1

お問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県企業局 地域整備課

TEL : 048-830-7123

E-mail : a7040-01@pref.saitama.lg.jp